平成２９年（フ）第１０号
三重県松阪市宝塚町1596番地９
債務者　西堀　仁雄
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１１号
三重県松阪市宝塚町1596番地９
債務者　西堀　法子
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２０５号
京都府宇治市小倉町南浦80番地39、住民票上の住所京都府木津川市相楽古川２番地
債務者　木下　　茂
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　映次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
大分県佐伯市中村南町７番23号
債務者　戸高　秀俊
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第５号
大分県佐伯市中村南町７番23号
債務者　戸高　　瞳
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目３番13号　Ｂ棟101号室
債務者　遠藤ゆかり
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時35分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　美香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２号
岐阜県美濃市前野840番地１
債務者　片山鉄工こと　片山　清典
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平松　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
名古屋市瑞穂区岳見町４丁目43　ＡＥＲＩＥ岳見202号、住民票上の住所名古屋市西区市場木町278番地の１　（アネックス新601号）
債務者　高田　亮一
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７４号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜248番地３　ひまわり団地Ａ棟404号室
債務者　平澤　敦生
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
北海道小樽市桂岡町21番27号パレイシャル１Ｄ号室、住民票上の住所函館市昭和２丁目38番13号　Ｏ２　２－Ｅ号室
債務者　笠松　真彦
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８６号
千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目１番Ｗ－3002号
債務者　浦田　裕子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３３号
千葉県印旛郡栄町安食台５丁目13番21号
債務者　濱田　洋介
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４１号
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目10番11号
債務者　鴛海　美恵
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６号
岐阜県恵那市武並町藤1342番地２
債務者　曽我恵理香
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２９７号
名古屋市中村区藤江町３丁目３番地　メルベーユ朝日301号
債務者　田村　栄浩
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
島根県出雲市知井宮町643番地２　中和マンションＢ－206
債務者　吉田土木設計事務所こと　吉田　史明
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第９３号
北九州市小倉南区上葛原２丁目５番14号
債務者　諸井小百合（旧姓元永）
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部